備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四百九　出砂島射爆撃場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
沖縄県島尻郡渡名喜村	沖縄県島尻郡渡名喜村	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた海域
字入砂	字入砂	一　北緯二十六度二十三分二十四秒、東経百二十七度七分〇秒の点 二　北緯二十六度二十三分五十四秒、東経百二十七度六分二十二秒の点 三　北緯二十六度二十三分四十四秒、東経百二十七度五分三十一秒の点 四　北緯二十六度二十二分四十四秒、東経百二十七度五分十五秒の点 五　北緯二十六度二十二分十五秒、東経百二十七度五分五十秒の点 六　北緯二十六度二十二分三十五秒、東経百二十七度六分四十八秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四百十　久米島射爆撃場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
沖縄県島尻郡久米島町	沖縄県島尻郡久米島町	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域
字奥武	字奥武（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯二十六度二十分四十九秒、東経百二十六度五十分五十六秒の点 二　北緯二十六度二十分五十三秒、東経百二十六度五十分十秒の点 三　北緯二十六度二十分二十四秒、東経百二十六度四十九分五十三秒の点 四　北緯二十六度二十分十一秒、東経百二十六度四十九分五十一秒の点 五　北緯二十六度十九分四十一秒、東経百二十六度五十分十五秒の点 六　北緯二十六度十九分四十六秒、東経百二十六度五十分五十六秒の点 七　北緯二十六度二十分十六秒、東経百二十六度五十一分十四秒の点

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。

二　側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

四百十一　津堅島訓練場

対象防衛関係施設の所在地	対象防衛関係施設の区域	対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域
沖縄県うるま市	沖縄県うるま市	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結ぶ線により囲まれた陸域及び海域
字津堅	勝連津堅（次の図面に示す部分に限る。）	一　北緯二十六度十五分五十四秒、東経百二十七度五十六分五十四秒の点 二　北緯二十六度十六分三秒、東経百二十七度五十六分十九秒の点 三　北緯二十六度十五分五十五秒、東経百二十七度五十五分五十秒の点 四　北緯二十六度十五分十一秒、東経百二十七度五十五分三十六秒の点